

広島県公立学校復職トレーニング実施要領

（目的）

第1条 この要領は、復職トレーニング（以下「トレーニング」という。）の実施に関して必要な事項を定めることによって、精神疾患による病気休暇者及び病気休職者がその職場に円滑に復帰又は復職することを支援するとともに、その後の再発を防止することを目的とする。

（共同実施）

第2条 広島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び公立学校共済組合中国中央病院（以下「病院」という。）は、前条の目的を達するため、連携してトレーニングを実施することとする。

2 県教育委員会は、次の各号のトレーニングに係る事務を行うこととする。

- 一 参加募集
- 二 その他実施に関わって必要な事務及び病院への情報提供

3 病院は、次の各号のトレーニング及びそれに係る事務を行うこととする。

- 一 参加申請の受理、参加の可否及び中止の決定（参加希望者との面接及び参加可否決定の通知を含む。）
- 二 集団精神療法、模擬授業及びグループワーク
- 三 県教育委員会への終了に係る報告又は中止に係る報告
- 四 その他実施に関わって必要な事務

（トレーニングの期間）

第3条

- 一 トレーニングは、毎年度3期に分けて行うこととする。
- 二 第1期目は5月から6月の間に、第2期目は9月から10月の間に、第3期目は11月から12月の間に実施することとし、毎週2回の計10回及び終了面接を実施することとする。

（対象者）

第4条 トレーニングの対象者は、県立学校及び市町立学校に勤務する教職員のうち、精神疾患による病気休暇・休職中の者とする。

（トレーニングの実施場所）

第5条 トレーニングは、病院で実施することとする。

（トレーニングの参加手続）

第6条 トレーニングに参加を希望する者は、様式第1号の復職トレーニング参加申請書（以

下「申請書」という。)及び様式第2号の復職トレーニングに係る診断書(以下「診断書」という。)を病院に提出することとする。

2 病院は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、様式第3号により休職期間等の情報提供を依頼し、県教育委員会は様式第4号により情報提供することとする。

3 県教育委員会は、様式第1号及び様式第2号の写しを所属長へ送付することとする。

なお、市町立学校所属の者については、市町教育委員会を経由して所属長に送付することとする。

4 病院は、事前面接を実施し、トレーニング参加の可否を決定し、様式第5号の復職トレーニング参加可否決定通知書により、トレーニング参加希望者へ通知するとともに、県教育委員会に情報提供するものとする。

なお、トレーニング参加希望者の所属長への通知は、県教育委員会が行うこととし、市町立学校所属の者については、市町教育委員会を経由して通知することとする。

(トレーニングの中止)

第7条 トレーニング参加者から病院に対し、様式第6号によりトレーニング中止の申出があった場合や、病院がトレーニング参加者の状態を判断し、トレーニングを中止する場合は、様式第7号の復職トレーニング中止決定通知書(以下「中止決定書」という。)により、参加者に通知することとする。

2 病院は、前項に定める中止決定書を参加者に通知した場合は、県教育委員会へ報告する。

なお、トレーニング参加者の所属長への報告は、県教育委員会が行うこととし、市町立学校所属の者については、市町教育委員会を経由して報告することとする。

(トレーニングの結果報告)

第8条 病院は、トレーニングを終了又は中止した者について様式第8号の復職トレーニング終了(中止)報告書(以下「報告書」という。)により、県教育委員会に結果報告を行うこととする。

2 県教育委員会は、報告書を所属長へ送付することとする。

なお、市町立学校所属の者については、市町教育委員会を経由して所属長に送付することとする。

(書類の提出先)

第9条 県教育委員会に書類を提出する場合の提出先は、県教育委員会事務局管理部健康福利課とする。

(個人情報の取扱いに関する同意)

第10条 トレーニングに参加を希望する者は、次の各号について同意するものとする。これにより提供する個人情報は、対象者がその職場に円滑に復帰又は復職することを支援する

とともに、復帰又は復職後の再発を防止するために活用されるものであり、これを取扱う機関は適切に管理し、それ以外の目的に利用してはならない。

- 一 病院が県教育委員会に対し、トレーニングの実施に関する情報を提供すること
- 二 診断書を記載した医師（以下「主治医」という。）が病院に対し、病名及び病気休暇・休職時の所見等の治療に関する情報を提供し、病院はその主治医に対し、トレーニングの実施内容及びその結果に関する情報を提供すること
- 三 所属長が病院に対し、勤務状況等業務に関する情報を提供すること
- 四 県教育委員会が所属長に対し、トレーニングの実施内容及びその結果に関する情報を提供すること

なお、市町立学校所属の者については、市町教育委員会を経由して所属長に提供することとする

（その他）

第 11 条 この要領の実施に関し、必要な事項は、県教育委員会と病院が協議の上、別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 2 月 20 日から施行する。